

1 2月定例県議会代表質問

2013年12月5日 阿部裕美子県議

質問

日本共産党の阿部裕美子です。日本共産党県議団を代表し、質問します。

東日本大震災・原発事故から2年8か月が経過しました。いまだに避難生活を強いられている県民は14万2千人余に上り、災害関連死は1600人になろうとしています。原発事故に直面した福島県民が希望を持って新たな生活に踏み出すことができるように、具体的な支援を急がなければなりません。

このような時に、安倍内閣がしゃにむに進めようとしている「特定秘密保護法」の制定やTPP参加、消費税増税や社会保障切捨て、原発推進などは、福島の復興の努力に冷水を浴びせるもの、国民の暮らしをますます脅かすものにほかなりません。

一、安倍政権の暴走と「特定秘密保護法案」について

今国会で、重大事態を迎えている「特定秘密保護法案」は審議もわずか44時間という不十分なまま、衆議院で採決を強行し、今国会成立を狙っています。福島県議会は9月議会において「特定秘密保護法案」の慎重な対応を求める意見書を全会一致で採択しました。意見書では「本県が直面している原子力発電所事故に関しても一テロ活動防止の観点から「特定秘密」に指定される可能性がある。」また、「放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったため、一放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになるケースがあった。国民の生命と財産を守るために有益な情報が、——「特定秘密」の対象に指定される可能性は極めて高い。」としています。

「特定秘密保護法案」は国民の目、耳、口をふさぎ、憲法が保障する基本的人権を蹂躪する「新しい治安維持法」ではないか、「戦前のようになるのでは」との不安や懸念が国民の間に急速に広がっています。「何が秘密なのかも秘密」。ある日突然、警察から同行を求められたり、逮捕されたりしても、何に罪の疑いをかけられているのかも分からないというものです。特定秘密保護法案は、安倍首相がアメリカのオバマ大統領との会談で「日米同盟強化を見据えたもの」と説明したとおり、海外で米国と一緒に「戦争をする国」へ日本をつくりかえる構想の一環です。

民主主義の根幹である国民の知る権利、言論・表現の自由を侵害する、あまりにも深刻な人権侵害の暗黒法案に日本弁護士連合会、日本新聞協会、日本ペンクラブ等国民各界各層から反対の声が急速に広がり、巻き起こっています。

11月25日に福島市で行われた地方公聴会では7人の公述人全員が反対の表明や、さらなる公聴会の開催など慎重審議を求める意見が相次ぎました。しかし、その翌日に衆議院で

採決を強行したことは地方公聴会の意義そのものを否定するに等しい暴挙であります。

1. 特定秘密保護法案に県としても反対を表明すべきです。見解を伺います。

二、廃炉と放射能汚染水の危機打開対策について

原発はひとたび重大事故を起こし、放射能が外部に流れ出ると、それを制御する手段はなく、被害は広がり続ける「異質の危険」があること、世界有数の地震・津波国日本ではその危険がとりわけ深刻なものになることを福島県は身を以て体験しています。知事が国家の非常事態と指摘したように放射能汚染水問題は深刻な事態に立ち至っており、抜本的な対応が求められています。

1. 知事は、国家の非常事態と指摘している放射能汚染水問題について、国に対して非常事態にふさわしいどのような対応を求め、県としてどのように対応していくのか見解を伺います。

日本共産党は放射能汚染水の危機打開のための緊急提言を出しました。この間の放射能汚染水漏れなどの相次ぐトラブルをみても、もはや東京電力に、当事者能力がないことは明らかです。国は前面に立って対応すると言いますが、その本気さは伝わってきません。

わが党、笠井衆議院議員が国の原子力災害対策本部が開かれていないことを国会で追及しましたが、汚染水問題の認識の甘さを指摘せざるを得ません。「いずれ海に流せばよい」などの認識こそ問題であり、原子力規制委員長が、汚染水を海に流すことを肯定し、理解を求める発言を行ったことは言語道断と言わなければなりません。

原子力規制委員会は東京電力、柏崎刈羽原発6, 7号機の新規制基準の適合について審査に入るとしています。福島原発事故の原因も明確にされず、処理対応もできない東京電力に柏崎刈羽原発を稼働する資格があるのでしょうか。国がこの事態に及んでも、原発を再稼働し、輸出をするという、その姿勢にこそ最大の問題があります。被災者の支援や賠償を切り捨てる対応をしていることもここに起因している問題です。これにどう対応するのか福島県の姿勢が問われます。

2. 東京電力福島原発事故で苦しんでいる福島県こそ、柏崎刈羽原発について、新規制基準による適合審査は認められないことを国に強く申し入れるべきです。県の考えを伺います。

3. さらに、原発所在4町協議会も県内原発10基廃炉を明確にしましたが、まだ東京電力も国も廃炉を明確にしていない福島第二原発4基の廃炉を明確にするよう国に求めるべきだと思います。お答え下さい。

4. 「福島県内の全原発の廃炉を求める会」の呼びかけ人らが要請した県主催の県民集会を3月11日に開催し、知事が県内原発の全基廃炉を宣言することを求めます。見解を伺います。

5. 東電まかせにしてきた結果が現在の状況であり、東電に当事者能力がないことは明白です。国が現地の状況の掌握と事故収束・廃炉作業に直接責任を持つ現地対策本部を設置するよう国に強く求めるべきですが、県の考えを伺います。

6. 汚染水・廃炉対策作業が長期にわたることを考えれば、国任せだけではなく、県として

体制を確立する必要があると思います。汚染水対策や廃炉作業の監視を強化するため、廃炉安全監視協議会の事務局体制強化を図るべきだと思います。見解を伺います。

7. 東京電力を破たん処理し、汚染水対策と事故収束、賠償と除染について、国が全面的に責任を果たす体制を構築するよう求めるべきです。見解を伺います。

三、原発労働者について

放射能高線量の原発敷地内で過酷な作業を行う原発労働者の不法労働の実態についてはこれまでも何度か指摘をされてきました。下請けの多くの労働者が社会保険に加入していなかったり、違法な派遣で働かされていたり、何重もの下請け構造のもとで給与や危険手当が正当に払われていないという問題が指摘をされてきました。この間、危険手当を倍にするなどの改善が行われましたが、これがピンハネなく労働者へ支払われているのかなど労働条件改善へ現場でのチェックが必要です。

1. 汚染水・廃炉作業にたずさわる作業員の身分・健康管理と作業後の生活保障は、事故収束と県民が安心して暮らせる県土づくりの大前提であります。原発労働者の適切な健康管理や労働条件の確保について、国が責任を持つよう求めるとともに、県として確認を行っていくべきと思いますが、県を考えを伺います。

東京電力は、原発労働者が防護マスクを外して休憩できる8階建ての建物と労働者向けの3千食を提供できる給食センターを設置するとしていましたが今もって具体化が見えません。

2. 原発労働者のための休憩所と給食センターについて、東京電力に対し、早期の完成を求めるべきと思いますが、県の見解を伺います

四、避難自治体、避難者支援について

日本共産党県議団はこの間、避難自治体の首長さんとの懇談を行ってきました。帰還困難区域が96%のところや避難指示解除が行われた所などそれぞれの自治体が抱える課題は違いがあっても、除染・賠償について国の方針の見直しを求めることや長期避難による住宅問題の深刻さなど共通する問題もあり、現場の実情に合った対策、避難者に寄り添った打開策を急がなければならないことを痛感しました。

避難生活が長期化する下で、帰還を諦める住民が増加傾向を示しています。自民、公明両党がまとめた「原子力事故災害から復興加速化に向けて」の第3次提言については今まで住民「全員帰還」をめざした国の従来方針を転換して、「戻れない」ことを選択肢に加えたものとして「一歩前進」の声があります。しかし、東京電力を守るという立場であり、住民すべてに差別なく、復興支援を行うという立場から限界を指摘せざるを得ません。知事は11月28日に安倍首相と会談し、緊急要請を行いました。

1. 知事は与党がまとめた第3次提言について知事はどのような所見をお持ちか伺います。
 - 2015年の国勢調査で住民がゼロになる自治体も想定されます。「国のエネルギー政策の犠牲になった自治体を消滅させてなるものか」との痛切な声にどうこたえていくのか、様々

な困難を抱えている避難地域市町村にしっかり寄り添った支援策が求められています。

2. 将来展望をどのように考えていけばいいのか—自治体だけでは対応できない問題が山積し、苦悩している避難地域市町村の抱える課題の解決に向け、どのように支援していくのかお尋ねします。

原子力規制委員会が、年間被ばく線量について20ミリシーベルトまでは健康に影響はないとする見解を今月になって示したことに対して、帰還を促すための口実ではないかと県民の間で不安と不信が生じています。県民のあらゆる不安を払しょくし、安心して住める環境を作ることを基本にし、被ばく線量を低減させるための対策を国と東京電力に求めることが必要です。

3. 除染の長期目標である年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを堅持するよう国に求めるべきと思いますが、見解を伺います。

4. 田中規制委員会委員長が「自主避難者への支援は国として必要ない」とする発言を行いました。現状に心を砕かない、とんでもない暴言であります。今まで経験したことのない放射能汚染という事態に直面し、子どもたちの将来を思い、健やかな成長を願い、苦悩の選択をしているのです。この思いを逆なでするものです。避難指示の人も自主避難の人も、留まる人も、差別することなく支援が必要です。

「自主避難者への支援は国として必要ない」との田中規制委員長の発言は撤回を求め、県の自主避難者への支援を充実させるべきと思いますが見解を伺います。

5. 被災者の住宅支援について

「住まいは人権」です。一日も早く、家に落ち着くことができるように住居取得に具体的な支援が必要です。

(1) 応急仮設住宅での生活が長期化する中で、応急仮設住宅の一斉点検の状況と、それを踏まえての今後の取り組みを伺います。

(2) 生活条件の変化に応じた仮設住宅の住み替え要件の緩和について、強力で国に求めるべきです。県の考えを伺います。

(3) 応急仮設住宅における木造建築の割合は被災三県の中で福島県が最も多く47.3%であり、やがては復興公営住宅として使用できるよう建てられています。木のぬくもりや優しさが感じられ、利用者からも評価を得ています。応急仮設木造住宅を復興公営住宅の建築に積極的に活用すべきと思います。見解を伺います。

(4) 相馬市では、災害公営住宅を入居5年後に、建築費の約半額500万円の助成で取得できる支援策を進めています。

福島県は持ち家の再建支援策が何もありません。岩手県のように独自の支援策を行う必要があります。住宅を自力で再建することを可能にするため、被災者生活支援法による300万円の支援金に、本県独自の上乘せ制度を創設すべきと思います。県の考えを伺います。

(5) 市町村が整備する災害公営住宅の家賃は、国の軽減制度に県が上乘せ支援を行い、いわき市並にすべきと思いますが、見解を伺います。

五、除染、賠償の促進について

県民が安心して住める環境づくりの基本となるのが除染です。

1. 除染については、費用対効果から議論をすべき問題ではなく、放射能で汚染された県土を取り戻すために居住制限区域、帰還困難区域についても除染をしっかりと実施するよう国に求めるべきと思います。県の考えを伺います。
2. 原発事故の賠償について、自民党は10年延長という案を提示しましたが、原発事故の特殊性からみても、時効の期限を設けないようにすべきであります。加害者としての責任を最後まで果たさせるため、東京電力に消滅時効を援用させるべきではありません。見解を伺います。

六、再生可能エネルギーの普及の促進と開発について

原発に頼らないふくしま復興を目指す福島県にとって、再生可能エネルギーの爆発的な普及を進め、エネルギー政策転換を行っていくことが必要不可欠の課題になっています。

問題は、経済効果が大企業に吸い上げられるものではなく、地域に還流できるものとして「地域経済循環」に貢献できるものとする事です。

すでに、全国各地に再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組み、地域活性化につなげている地方自治体があります。豊かに存在している風、水、太陽熱、光、森林の活用などでエネルギー確保を「地産地消」型に転換し、装置の生産や設置工事によって地域の中小企業に仕事をつくり、農林業などの発展につなげています。まさに本県こそ、この分野で先陣を切る取り組みを行い、復興へつながる元気を示していく必要があります。

1. 再生可能エネルギーの推進を積極的に行い、エネルギーを「地産地消」「県民参加型」に転換し、地域の活性化のために福島県再生可能エネルギー推進条例を制定すべきと思います。見解を伺います。
2. 個人住宅太陽光発電の補助を拡大し、本格的普及を進めるためにも予算増額を行うべきと思います。見解を伺います。

七、県民の医療福祉の向上のために

安倍内閣は消費税増税と一体で介護・医療・年金・保育の諸制度を大改悪する道に踏み出しました。この消費税増税には道理がありません。

来年4月からの消費税8%引き上げは所得が減り続けている国民から史上最大の8兆円も吸い上げ、一方で270兆円もの内部留保を溜め込んだ大企業に2兆円もの減税をばらまくものです。復興特別税については、国民には25年間の税負担を求めながら、企業には3年間の期限を1年前倒しで廃止し、社会的責任を免除するという逆立ちした弱い者いじめです。安倍内閣は「消費税増税は社会保障のため」といいますが、恥ずかしげもなくそんなことを言えるものです。医療では70～74歳の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げ、介護

では、要支援の人を介護保険からはずす。年金では支給削減、年金支給開始年齢のさらなる引き上げ。公的責任を放棄する子育て「新システム」推進。命を守る最後の砦、生活保護基準の引き下げなど、手あたりしだいに国民負担増と給付の引き下げを行おうとしています。

本県においては今議会に県施設の使用料及び手数料引き上げなど消費税増税による玉突き値上げによって1億1,320万円の県民負担増が提案されています。

1. 消費税増税に伴う使用料及び手数料引き上げなどの県民負担増はやめるべきです。見解を伺います。

避難が長引き、避難者の健康悪化が広がっており、支援の強化が求められていますが、政府の社会保障改革プログラム法が具体化する下で、医療・福祉の改悪が被災県民のくらしと命を脅かす懸念が高まっています。職員不足のために介護施設の建設を断念せざるを得ない事態も生まれています。

2. 看護や介護職員不足の解消のため、特別待遇改善措置など、本県独自の思い切った措置を取る必要があると思います。県はどのように取り組んでいくのか伺います。

八、農林水産業を守り、地域経済の再生、振興を図ることについて

TPPによって本県農林水産業が「壊滅的な打撃」を受けることは県の試算でも明らかにされています。安倍政権は農産物の重要5品目、米、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖については聖域とし、守り抜くと繰り返してきました。しかし、その舌の根も乾かないうちに「5品目」も検討の対象にすると言い出しています。秋田県の佐竹知事は「自民党の方針転換は誰が見ても公約と整合性が取れない。公約違反にあたる」と記者会見を行いました。国民への公約に照らせば、TPP交渉からただちに撤退することしかありません。

1. TPP交渉の即時撤退を国に求めるべきです。見解を伺います。

安倍内閣はTPP妥結を前提として、農地の集積による競争力ある農業の確立を目指すとして、農地中間管理事業を創設する関連法案を国会に提出しました。農地の「中間管理機構」をつくり農業委員会を形骸化し、農地を企業の儲けの対象にするなど、農政を財界の求める方向に誘導する動きが強まっています。

1月6日に開かれた県農業委員大会でJA福島中央会庄條会長は、「財界主導で進められていることは明らかだ」と指摘しました。政府が米の生産調整（減反）を5年後をめどに廃止する方針を決めたことも、国民の主食である米の需給や価格安定に対する国の責任を将来的には全面放棄することを意図しています。生産現場の声ではなく、政府の産業競争力会議などを通じた財界の意向に沿ったものです。圧倒的多数の農家や地域農業をいっそう困難に陥れかねません。

2. 県は国の農政「改革」をどのように捉え、本県の基幹産業である農業の振興にどう対応していくのか、見解を伺います。

3. あんぽ柿の生産がモデル地区で再開しました。あんぽ柿の本格生産に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

4. 原発事故による放射能汚染で本県しいたけ産業も大打撃を受けました。自殺者も出てい

ると聞いています。

国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培に関するガイドライン」に基づき県が作成するチェックシートは、生産者の実情を十分反映したものとすべきですが、県の考えを伺います。

5. 原木しいたけ生産者に対する損害賠償について、期待所得率を引き上げるべきと思いますが、見解を伺います。

6. 漁業者の就業意欲を維持し、本格操業に向けた取り組みをどのように支援するのかお尋ねします。

7. 漁場のがれき撤去作業を引き続き実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

8. 魚類のストロンチウム等の放射能検査体制を拡充すべきと思いますが、見解を伺います。

9. 海水のモニタリングについて、調査地点と頻度を増やし、さらに詳細な調査を行うことが必要と思いますがどうお考えでしょうか、お尋ねします。

九. 特別支援学校について

いま、全国の障害児学校の過大、過密が進み、障害児の学ぶ権利が侵害されていることが大きな問題になっています。本県においても同じく、障害のある子どもたちが学び、成長する場である特別支援学校の教室不足など教育環境整備が喫緊の課題となっています。一つの教室を二つに間仕切りして使ったり、特別教室を一般教室にしたりの対応でしのいでいますが、抜本的な対策が必要です。

1. 県立特別支援学校で間仕切りしている教室数とその解消にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

福島県立特別支援学校全体整備計画でも指摘されているように、この10年間で小学部55名、中学部46名に加えて高等部は347名の増加となり、さらに増加傾向が続くとされています。

県は対策として、いわき市南部に、生徒数60名程度、県中地区に生徒数50名程度の既存の小・中学校や高等学校の空き教室を利用した、分校を含め新たな学校の設置を検討するとしています。しかし、増加している児童生徒を若干スライドするだけで、知的障害特別支援学校が抱えている過大・過密の解消にはなりません。特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に見合う新設校設置が必要です。

2. 地域に密着した小規模、分散型の新たな特別支援学校の設置が必要と思いますが、県教育長の考えを伺います。

答弁

佐藤雄平知事

阿部議員のご質問にお答えいたします。

汚染水問題についてであります。汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取り組みが安全か

つ着実に進められることが本県の復興の大前提であり、特に、汚染水対策は喫緊の最重要課題であることから、これまでも、国家の非常事態との認識の下、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むよう、繰り返し要請してまいりました。

国は、抜本的対策への予算の前倒しや体制強化等の方針を示しましたが、海への漏えいや地上タンクからの漏えい等の問題解決に向けた見通しは依然立っておらず、県民の不安が解消されたとは言えない状況にあることから、先週28日に、私から安倍総理に対し、「国自らの事業」との認識の下、現場で国の姿が見えるよう、責任と主体性のある役割と機能を具現化し、スピード感を持った対策を早急かつ着実に実施するよう改めて要請したところであり、今後は、国が自らの責任の下、汚染水対策の全体像と見通しを示し、国の威信をかけて、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すべきであり、県といったしましては、今月にも国が取りまとめるとしている具体策に対し、必要な意見を申し上げるとともに、廃炉安全監視協議会による現地調査等を継続して行うなど、国及び東京電力の取り組みを、引き続き、厳しく監視してまいる考えであります。

次に、第三次提言についてであります。私は、原子力災害からの福島復興を進めるため、国が前面に出るよう求めた提言であると理解しております。具体的な方針や取り組みは、政府において検討されることとなりますが、地元の意向を十分に踏まえた丁寧な対応が必要であると考え、先日、安倍総理に対し、緊急要請を行ったところであり、

今後、県民の立場に立ち、要所要所で、言うべきことはしっかりと主張してまいる考えであります。

一、安倍政権の暴走と特定秘密保護法案について

直轄理事兼安全管理監

特定秘密保護法案につきましては、「外交」「防衛」等、国家機密に属する事項の管理に関する問題であり、県民の安全にも関わることから、国会の動きを注視してまいりたいと考えております。

二、廃炉と放射能汚染水の危機打開対策について

企画調整部長

柏崎刈羽原発の適合審査につきましては、汚染水問題などトラブルが相次いでいる福島第一原発の現状を踏まえ、国の原子力規制委員会において厳正な審査が行われるべきものと考えております。

次に、福島第二原発を含む県内原発の全基廃炉につきましては、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指すという基本理念の下、これまで、国及び東京電力に対して繰り返し求めてまいりました。先月28日に実施した復興加速化に関する緊急要請においても、知事から直接、安倍総理に対し要請を行ったところであり、今後とも粘り強く求めてまいる考えであります。

次に、県内原発全基廃炉の宣言につきましては、これまで2回開催した県主催の「3・1

「1 ふくしま復興の誓い」において、知事メッセージとして発信してきたところであります。来年3月11日にも同様の催しを開催することとしており、県民の総意である県内原発の全基廃炉についても発信してまいる考えであります。

生活環境部長

国の現地対策本部につきましては、関係省庁の職員が常駐する廃炉・汚染水対策現地事務所や現地における関係者間の連携と調整を行う汚染水対策現地調整会議が設置されたところ です。県といたしましては、汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組は、国自らの事業であるとの認識の下、現地の状況を的確かつ迅速に把握し、責任と主体性を持って取り組み、確実に結果を出すよう、国に対して、引き続き、体制の更なる充実・強化を求めてまいる考えであります。

次に、廃炉安全監視協議会の事務局につきましては、喫緊の課題である汚染水問題に対応するため、新たに委嘱した3名を加えた15名の協議会の専門委員や原子力対策監との情報共有や意見交換を一層密に行い、国及び東京電力に対し、適切な申入れなどを行っていくため、先月1日付で担当職員を2名増員したところであり、今後も、原子力の専門職員の計画的な採用や、原子力専門員の活用などにより、引き続き、事務局体制の強化を図り、廃炉に向けた取組を厳しく監視してまいる考えであります。

次に、国が責任を果たす体制につきましては、国に対し、汚染水対策を始めとする廃炉に向けた取組の安全確保、被害の実態に見合った迅速かつ十分な賠償、除染の加速化に、全力で取り組むよう、これまでも繰り返し求めてまいりました。県といたしましては、原子力政策を国策として推進してきた国が、更に前面に立ち、責任を持って体制の充実・強化を含め、総力を挙げて取り組むよう、引き続き、強く求めてまいります。

三、原発労働者について

生活環境部長

原発労働者の適切な健康管理や労働条件の確保につきましては、これまで、廃炉安全監視協議会の労働者安全衛生対策部会等において、原発労働者の被ばく線量低減及び健康診断の受診率向上等の健康管理、労働災害の発生防止及び就労の実態調査等の労働条件改善に関する取組状況について確認し、東京電力に対して、適切な安全衛生の確保を求めることはもとより、国に対しても、東京電力への指導強化を求めてきたところです。県といたしましては、引き続き、国に対し、事業者への適切な指導・監督を求めるとともに、労働者安全衛生対策部会等において、国及び東京電力の安全衛生に関する取組状況を確認してまいります。

次に、休憩所と給食センターにつきましては、東京電力においては、大型バスを改造した移動式休憩所を今月から運用開始する予定であり、また、地上八階建てで、食事を取るスペースを備えた約千二百人が収容可能な大型休憩所を来年十二月に、三千食規模で食事を提供できる給食センターを来年度末に、整備する予定としております。県といたしましては、東京電力に対して、原発労働者の作業環境の改善に資するよう、これらの施設の早期完成を求

めてまいります。

四、避難自治体及び避難者の支援について

生活環境部長

除染目標につきましては、原子力災害からの復興及び再生のため、事故前の環境を取り戻す必要があることから、これまでも国に対し、年間1ミリシーベルト以下を長期的な目標として最後までしっかり取り組むよう求めてきたところであり、先月28日に、知事から安倍総理に対して年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を堅持するよう求めたところであります。

土木部長

応急仮設住宅の一斉点検につきましては、11月末現在、全189団地のうち、約55パーセントの104団地で着手し、約27パーセントの51団地で完了しております。今後は、点検により確認された不具合について、管理している市町村と連携を図りながら、早急に修繕を実施してまいります。

次に、木造の応急仮設住宅につきましては、木材の再利用や工期の短縮等の観点から、復興公営住宅の建築に活用することが有効であると考えており、入居率や建設場所等の状況を考慮しながら、検討しているところであります。

次に、市町村が整備する災害公営住宅の家賃の軽減につきましては、国の制度として、災害公営住宅家賃低廉化事業と、東日本大震災特別家賃低減事業があります。県といたしましては、市町村がそれぞれの実情を踏まえ、これらの事業を有効に活用できるよう支援してまいります。

避難地域復興局長

避難地域市町村の抱える課題につきましては、各自治体の置かれた状況により様々であります。早期帰還を見通せる自治体にあつては、インフラや生活環境に関する課題を一つ一つ解決しながら、帰還に向けた環境の整備を進めてまいります。長期の避難が予想される自治体にあつては、長期避難者のための生活拠点の整備を通してコミュニティの維持・形成を図るとともに、将来の帰還に向け、共に検討を進めるなど、それぞれの市町村の状況や意向を十分に確認しながら支援を継続してまいります。

原子力損害対策担当理事

自主避難者の支援に関する原子力規制委員会委員長の発言につきましては、同委員会に問い合わせたところ、先月取りまとめた「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的な考え方」を基に、避難や帰還の判断は個人の選択を尊重すべきものとの趣旨を述べたものであると確認しております。県といたしましては、自主避難者につきましても、借上住宅の供与期間の延長や高速道路の無料措置など、その支援に力を注いできたところであり、今後とも、

きめ細かな情報提供や健康管理、医療の確保など支援の充実に努めてまいる考えであります。

次に、仮設住宅の住み替えにつきましては、これまでも、健康上の理由や県外から県内に戻る場合など、可能な限り対応するとともに、国に対しては、再三にわたり要件の緩和を求めてまいりました。これを受けて、先月、国からの通知があり、建設型の応急仮設住宅の空き住戸を対象に、被災自治体において必要性があると判断した場合には、住み替えが可能となったところであります。引き続き、借上住宅につきましても、災害救助法による柔軟な対応を国に強く求めてまいります。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、これまでも、国に対し、増額を要望してまいりましたが、現在、「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」において、支援金の金額や要件等が議論されているところであり、引き続き、その動向を注視するとともに、他県の状況等についても、調査をすすめてまいります。

五、除染及び賠償の促進について

生活環境部長

居住制限区域の除染につきましては、先月28日の緊急要請において現行の除染実施計画に基づき、迅速かつ確実に実施するよう求めたところであり、また、帰還困難区域につきましても、事故前の環境を取り戻すことを目指すべきとの考えの下に、基幹インフラ関連施設や町内復興拠点など定住環境に不可欠な除染を速やかに行うとともに、安全な生活環境の回復に必要な除染を確実に実施するよう求めたところであります。

原子力損害対策担当理事

原子力損害賠償の消滅時効につきましては、時効の期間を10年に延長する特例法が昨日、国会で成立したところでありますが、県といたしましては、全ての被害者が請求の機会を失うことのないよう東京電力に対し、将来にわたり時効を援用しない旨を具体的かつ明確に表明することも求めてきたところであります。引き続き、被害者が安心して確実に賠償請求をすることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

六、再生可能エネルギーの普及の促進と開発について

企画調整部長

再生可能エネルギー条例の制定につきましては、再生可能エネルギーの、飛躍的推進による新たな社会づくりを復興に向けた基本理念とし、今年2月には、2015年までの行動計画となるアクションプランを策定したところであります。県といたしましては、これらの計画に掲げる具体の施策に迅速かつ着実に取り組み、再生可能エネルギーの推進を図ってまいる考えであります。

次に、住宅用太陽光発電の補助制度につきましては、一キロワット当たり3万5千円の補助単価と、8億円を超える予算規模は、いずれも全国でトップクラスの水準となっております。県といたしましては、引き続き、県広報媒体等を積極的に活用するほか、市町村独自の

補助制度や金融機関の融資制度等の紹介を併せて行うなど、現行制度の効果的なPRにより、更なる普及拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

七、県民の医療福祉の向上について

総務部長

消費税増税に伴う県の使用料等の引上げにつきましては、消費税が最終的には消費者によって負担されるべき税であるとの性格を踏まえ、県といたしましても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を図るために改定を行うものであります。

保健福祉部長

看護及び介護職員不足の解消につきましては、特に、看護職員が不足している浜通りの医療機関が行う住宅確保や子育て支援など勤務環境改善の取組に対し積極的に支援するとともに、今年度新たに、看護職員のワーク・ライフ・バランスの推進のため、医療機関に専門家を派遣し助言を行うなど、看護職員の確保に努めているところであります。また、介護職員についても、本県独自に、浜通りの施設を対象に就労支援金を支給しているほか、更なる処遇改善のための新たな賃金手当制度の創設を国に対して強く要望するなど、今後とも、引き続き看護及び介護職員の不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

八、農林水産業を守り地域経済の再生・振興を図ることについて

企画調整部長

TPP交渉につきましては、これまでも全国知事会などとともに、再三にわたり、国民への十分な情報提供と説明を国に求めてきたところであります。今後とも、国に対し、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展するための万全な対策と、大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた本県の復興などを引き続き強く求めてまいりたいと考えております。

農林水産部長

国の農政改革につきましては、産業政策と地域政策を車の両輪とする「攻めの農林水産業」の展開を目指していると捉えており、改革の詳細等今後の検討状況を注視しながら、農業者に対する十分な説明と地域の実情を踏まえた対策を求めていく必要があると考えております。本県の農業の振興につきましては、ふくしま農林水産業新生プランに基づき、安全・安心な農林水産物の提供や担い手の育成・確保、新たな経営・生産方式の導入、地域産業6次化などの取組を積極的に進め、力強い農業構造の実現を目指してまいります。

次に、あんぽ柿につきましては、本年度、主産地の伊達地方において加工再開モデル地区を設定し、安全な原料柿の確保と全量検査体制の整備によって、3年ぶりに出荷を再開いたしました。今後、モデル地区での取組結果や加工自粛を要請した地区での調査結果を検証し、来年度の生産拡大につなげるとともに、放射性物質低減技術の開発や検査体制の充実、販売促進のための取組強化などにより、生産者や関係団体と連携して安全なあんぽ柿の本格生産

に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、放射性物質低減のための原木きのこ栽培に関するチェックシートにつきましては、安全な原木きのこの生産に重要なものと認識しております。本年10月の国のガイドライン策定を受け、栽培工程ごとの点検項目の把握や作業内容の確認が容易でより取り組みやすいものとなるよう、生産者の声を反映しながら十分に検討し現行のチェックシートに修正を加えるとともに、説明会の開催などにより理解と活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、原木しいたけ生産者に対する損害賠償につきましては、生産者から損害賠償請求等の委任を受けたJAグループ県協議会が、県内主産地において高い技術水準等を持つモデルとなる経営体の経営収支に基づき、期待所得率を決定し請求しており、期待所得率は実態に見合っ設定されていると考えております。加えて、被害の状況に合わせ、期待所得による賠償のほか、保有するきのこほだ木を廃棄する場合には、原木費用等が別途賠償されております。

次に、本格操業に向けた取組の支援につきましては、魚種、漁場拡大のための調査研究結果の提供や効率的な検査体制の構築を始め、本県水産物の安全性に関する正確な情報発信などにより、試験操業の一層の拡大に取り組んでまいります。また、県が本年度から独自に実施している漁業復興担い手確保支援事業を活用し、幅広い漁業技術の習得や技能の継承等の研修を通して、漁業者の就業意欲の維持向上を図ってまいります。

次に、漁場のがれき撤去作業につきましては、沿岸域での堆積物は少なくなっているものの、回収が進んでいない海域があることから漁場生産力の早期回復に向け、事業の継続について国に要望し、予算確保に努めてまいる考えであります。

次に、魚類のストロンチウム等の検査体制につきましては、東京電力福島第一原発の事故による水産物の汚染状況を把握するため、水産庁が、平成23年4月以降、本県沖を含む全国で47検体を調査し、放射性ストロンチウム、セシウム、ヨウ素の調査結果を公表しております。ストロンチウム等のセシウム以外の放射性物質の影響につきましても、食品の基準値が設定された際に、考慮されていることから、今後も、県の検査を継続するとともに、国の検査と連携・協力しながら、魚類の安全性を確保してまいる考えであります。

次に、海水のモニタリングにつきましては、本年7月以降、福島第一原発の周辺海域での調査を、3か月ごとの2地点から、毎月の6地点に拡大するとともに、8月以降は、試験操業海域での調査項目に、トリチウムと全ベータ放射能を6地点で追加するなど、県独自の監視強化を図ってきているところであります。また、国においては、県の要請も受け、30キロメートル圏内に新たに7地点を追加し、先月から毎月調査を行うとともに、沖合での調査項目を追加するなど、モニタリングが強化されたところであり、引き続き、海水のモニタリングの充実に努めてまいる考えであります。

九、特別支援学校について

教育長

県立特別支援学校で、平成25年度に間仕切りをしている教室数は、70であります。今

後は、今年3月に策定しました「県立特別支援学校全体整備計画」により、分校等の設置を含め、適切な教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域分散型の小規模な特別支援学校を新たに設置することにつきましては、「県立特別支援学校全体整備計画」により、障がいのある児童生徒が地域で学ぶことのできる教育環境づくりに取り組んでいるところであり、現在、いわき地区と県中地区に、在籍児童生徒数の増加や遠距離通学等の課題に対応するため、分校等の設置の準備を進めております。

再質問

阿部裕美子県議

再質問をおこないます。最初に知事にうかがいます。汚染水対策問題など、非常事態に相応しい対策に、具体的になっているかどうかが最大の問題だと思います。安倍総理も「国が前面に出て対応する」ということを口では言っておりますけれど、それならば具体的にこの非常事態に相応しいような対応がどうなっているのか。それが見えないというのが最大の問題だと思います。9月議会でも現地対策本部を設置すべきだということを申し上げてきましたけど、これもいつ・どういう体制でつくるかも見えてきません。知事が非常事態だと言うとおり、いま原発の汚染水の事態は本当に深刻だと言うことが12月1日のNHK「福島第一原発危機の真相」でも放映されております。これから40年にも及ぶとされる廃炉にどう対応していくのか、また連日のように汚染水の状況も最高レベルが塗り替えられるような、昨日も1号機・2号機の中の井戸水で、1リッター130万ベクレルという今までで最高のレベルの汚染水が出ていることが報道されております。世界が経験したことのないこの深刻な汚染水との闘いに、それにふさわしい対応になっているかどうか、それが見えてこないというのが、県民の皆さんが不安や不信に思っている、そういう状況だと思います。口ではいろいろと言えるかもしれないんですが、問題は現場で具体的にどういうふうに対応が行われて、それがすすんでいるのか。それが見えるような中身にしていくこと、福島県の場合はそれが求められていると思います。安倍総理にしても、これだけ深刻な汚染水の状況でも本部対策会議を開いていない。こういう状況も国会では明らかにされています。現地での実情を把握する。地下水の全体状況を掌握していく、海水のモニタリング調査など充実させながら、今後の収束・廃炉に向けて具体的な方向を示していく。汚染水の対策についても示していく。こういうことが見えるような対策にしていくためにも、知事は県のトップとして、東京電力・国に熱意ある対応を求め、具体化を実現、見えるようにして頂きたいと思っております。再度質問いたします。

それから、教育長にうかがいます。障がい者の置かれている福島県の状況、全国的にも障がい児の置かれている状況は大変厳しいものがあります。福島県においても、いろいろ対応はされているということでもありますけれど、スクールバスで通学する子どもたち利用者427名のうち59名が一時間以上の通学、138名が20キロメートル以上の乗車距離という、多くの子どもたちが遠距離・長時間通学をしています。教育条件が障がいを持っている子

もたちの間で全国的にも悪化しているという状況は、特別支援学校について設置基準がないという問題がありますが、その対応についてもう一度これらの解消についてうかがいます。

再答弁

知事

くり返しになりますけれども再質問にお答えします。国は自らの責任の下、汚染水対策および廃炉対策の全体像と見通しを示して、国の威信をかけて国内外の英知を結集し、まさに現場において総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すことが何よりも重要であり、県としても今月にも国が取りまとめようとしている具体策に対して、必要な意見を申し上げるとともに、国および東京電力の取り組みを厳しく監視してまいる考えであります。

教育長

特別支援学校の遠距離通学等の課題とあります。これも含めて、今年3月に策定をいたしました特別支援学校全体整備計画により対応していきたいと考えております。また特別支援学校の設置基準であります、特別支援学校では在籍する児童生徒等の障がいの状況に応じ、必要となる施設、また設備がさまざまであるということから、その施設や設備について一定の基準を設けるといことは困難だと認識をしております。

再々質問

阿部裕美子県議

生活環境部長にうかがいます。原発の収束・汚染水対策なども含めて、原発労働者が担っている状況は大変困難です。原発労働者にかかっているとも言える問題だと思います。健康管理や労働条件の待遇改善など、継続して働ける状況をつくる必要があると思います。労働者が休息できる休息所、そして給食センター、これは一日も早く実現できるように求めていただく必要があると思います。当面の状況として、東電は大型バスの移動式休息所を配置することですけれども、東電にうかがったならば、たった大型バス一台を予定しているという、とても信じられないような答弁をしているのであります。一日3千人は働いているという原発労働者、健康管理をしながら一番過酷な中で収束に向けて働く労働者が、休息の場所もなくてたった一台の大型バスの配置だという、あまりにもひど過ぎる、あきれた回答ではないでしょうか。こういうことが許されていいはずがありません。労働者の休息所の早期実現に向けて、もっときちんと働きかけをする必要があると思います。ご答弁をお願いします。

それから農林水産部長にうかがいます。原木しいたけ栽培の賠償の問題についてであります。ものをつくってこそ農民です。再生産できるようにいろいろな支援策が必要だと思います。放射能汚染のもとで、ハウスのビニールが汚染されたままになってしまっている。それ

を張り替えて再生産できるように対応する。これらも具体的な支援策の中に入れていく必要があると思います。現場では賠償に入れていく必要があると思います。期待所得率でつくりたくてもつukれない農家の方たちの不耕作の賠償はこの率によって決まってくるから、期待所得率を栃木県などの他県並みに引き上げて、再生産につながるような対応をしっかりとやっていただきたいと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

再々答弁

生活環境部長

原発労働者の適切な健康管理、そして労働条件の確保につきましてはきわめて重要でございます。これまでも廃炉安全監視協議会の部会におきまして、それらの取り組みにつきまして、国・東電の状況報告を受け、その中で必要な申し入れをしてきてございます。作業環境の改善についても申し上げてきているところでございます。いまお話ありました休憩所と給食センターにつきましても早期完成を引き続き求めてまいる考えであります。

農林水産部長

原木しいたけの生産者の賠償の関係でございますが、期待所得率につきましては他の県との比較のお話でしたが、県によって実情が異なりますし、お話のあった栃木県と比較してみますと、例えば本県の場合は原材料費—資材購入ですとか、種木の購入費が比較的高くなっているということと、一番大きく違いますのは、租税公課とかそういったものが本県の場合課税免除になっていますから含まれていないとかそういう違いがございます。合せて答弁で申し上げたように、その外に原木等を廃棄する場合には補償されておりますし、ハウスなどの修繕等については別途農業対策交付金等で措置もできますので、それらの制度を活用しながら、しっかりした再生産ができるような体制を取っていきたくて考えております。

以 上